

京都市認定調査員新任研修（WEB研修）についてのよくある質問

質問項目	質問内容	回答
受講資格について	他都市で認定調査員研修を受講しているが、今後京都市で従事するにあたり、本研修を受講する必要はあるか。	他都市で認定調査に必要となる科目を含む研修を受講された方においては、本市で改めて受講していただく必要はございません。なお、御自身が他都市で受講された研修のカリキュラムの中に、認定調査に必要となる科目が含まれているかのお問合せは、研修開催元の各自治体までお願いします。
	過去に本研修を受講したことがある、あるいは、平成 27 年度以前に介護支援専門員実務研修を修了したが、改めて本研修を受講することは可能か。	過去に受講したことがある方及び平成 27 年度までの京都府の介護支援専門員実務研修を修了した方は、すでに調査可能のため、本研修の受講対象外です。 厚生労働省 要介護認定適正化事業「認定調査員向け e-ラーニングシステム」をご活用ください。 URL : https://nintei.langate.co.jp/moodle/ 新 e-ラーニングシステムへの登録については、「認定調査員新任研修会」のホームページに掲載している「新 e-ラーニングシステム申込方法」を参照してください。
申込みについて	京都市に所在している事業所に勤務している（する予定）であるが、京都府の認定調査員初任者研修に申込みしてもよいか。	原則、京都市内の事業所に勤務（予定）の場合は、本市の研修を受講してください。やむを得ない事情で京都府の研修受講を希望される場合は、介護ケア推進課まで御連絡ください。
	受講案内のメールが届かない。	受講申込をいただいた際に、受講案内のメールが自動返信されるよう設定しております。今一度、迷惑メール等に振り分けられていないか御確認をお願いいたします。メールが届かない場合は、介護ケア推進課までお問合せください。
実施について	研修の時間の目安は。	4 時間程度を想定しています。
	インターネット環境がなく、受講できない。	事業所や知人等の協力を得るなどして、なるべく各自でインターネット環境を整えてください。また、研修はスマートフォンでも実施できます。どうしてもインターネット環境を準備できない方は、介護ケア推進課まで御連絡ください。
	実施期間内は毎日受講しないといけないのか。	毎日受講する必要はありません。実施期間内に指定している講座の受講を終えてください。期間内であれば分割して受講いただいて結構です。

認定調査員向け講座について	問題の正答率が低いと調査員資格は得られないのか。	受講の修了に正答率は問いません。
修了証明書について	修了証明書は発行されるのか。	修了証明書の発行は行いません。受講報告の回答期日以降に、全ての受講者の受講報告の回答内容が確認でき次第、修了した受講者へ受講完了メールを送信します。そちらのメールを受講証明としますので、大切に保管してください。
	e-ラーニングの受講証明書があれば、認定調査員業務に従事できるのか。	e-ラーニングシステムで発行される「認定調査員向け講座受講証明書」は、e-ラーニングシステムの受講修了を証明するものであり、本市の「認定調査員新任研修会」の受講修了を証明するものではありません。必ず受講報告を行い、本市から送付される「受講完了メール」を受講証明として保存してください。